

市外へ転出される方へ

筑西市で転出の手続き後に、**新住所地**で転入の手続きをしてください。
※住み始めた日から14日以内に転入の届出をしてください。

〈転入手続きに必要なもの〉

- ・転出証明書
 - ・届出人の印鑑と身分証明書
 - ・外国人住民の方は在留カード等
 - ・マイナンバーカード
 - ・住民基本台帳カード(お持ちの方)
- ※詳しくは転入地市町村にお問い合わせください。

確認欄	項目	筑西市での手続き	新しい住所地での手続き
	市民カード 印鑑登録証	『市民カード・印鑑登録証』を返却してください。	必要な方は改めて登録の手続きをしてください。
	マイナンバー(個人 番号)カード 住基カード	筑西市での手続きはありません。 ※マイナンバーカードの申請をされ、まだカードを受け取っていない方は、転出手続前にご確認ください。	カードの継続利用及び券面事項更新の手続きをしてください。 ※注 転入日(新住所に異動した日)から14日以内に転入の手続きをされない場合、 マイナンバーカード及び住基カードは失効となりますのでご注意ください。 カード申請中の方は、転入後に再度申請が必要です。
	海外へ転出	1年以上滞在される方は、転出の手続きをしてください。	帰国後、パスポート及び帰国日が確認できる書類をお持ちになり、 転入手続きをしてください。必要に応じて戸籍謄本、附票をお持ちください。
	国民健康保険	医療保険課にお立ち寄りください。	転入後、改めて加入の手続きをしてください。
	国民年金	筑西市での手続きはありません。 ※海外へ転出の場合はお立ち寄りください。	年金手帳もしくは年金証書、印鑑をお持ちになり手続きをしてください。 厚生年金から国民年金へ切替の方は「退職証明書」をお持ちください。
	後期高齢医療	医療保険課にお立ち寄りください。	負担区分証明書、印鑑をお持ちください。
	マル福医療	医療保険課にお立ち寄りください。 必要に応じて「所得証明書」を取得してください。	保険証、受給者証交付状況証明書又は所得証明書、印鑑をお持ちください。
	児童手当	こども課にお立ち寄りください。 必要に応じて「所得証明書」を取得してください。	保険証、所得証明書、印鑑をお持ちください。
	介護保険	介護保険課にお立ち寄りください。	受給資格証明書をお持ちください。
	原付自転車等	廃車の手続きが必要です。 ※詳しくは課税課までお問い合わせください。	廃車証明、印鑑をお持ちください。
	上下水道	お客さまセンター (Tel.22-0505) へご連絡ください。	上下水道担当課へご連絡ください。
	公立小中学校	学校から「在学証明書」、「教科書無償給与証明書」を受け取ってください。	必要書類と印鑑を持参のうえ、教育委員会で手続きをしてください。

問合せ先

本庁 0296-24-2111 川島出張所 28-0217 関城支所 37-6111 明野支所 52-1111 協和支所 57-2511